

3 上記の書類については、令和7年8月19日に送達があったものとみなす。

令和7年度 軽自動車税（種別割）納税通知書				
連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	久松 佳苗	滋賀県草津市平井四丁目6番29号DENSHII 平井302号	令和7年度	令和7年度分

(令和7年8月12日揭示済み)

草津市告示第258号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年8月13日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和7年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和7年8月13日に送達があったものとみなす。

令和7年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

氏名	住所
山本 芳野	滋賀県草津市青地町1070番地3

(令和7年8月13日揭示済み)

草津市告示第259号

次の者を行旅死亡人とみなしたので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、その状況相貌その他本人の認識に必要な事項を次のとおり告示する。

令和7年8月14日

草津市長 橋 川 渉

1 相貌等

- (1) 本籍、住所および氏名 不詳
- (2) 性別 男性
- (3) 相貌 妊娠週数約22週から32週の胎児

2 状況

滋賀県草津市矢橋町2108番地湖南中部浄化センタースクリーン棟にて発見された。
死亡日時は、令和7年3月下旬頃から4月上旬頃と推定される。
身元不明のため、遺体は当市において火葬に付し、遺骨は市において安置している。

(令和7年8月14日揭示済み)

草津市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
淡海ふれあい訪問看護ステーション	滋賀県草津市矢橋町 1 6 2 9-5	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 8 月 14 日掲示済み)

草津市告示第 2 6 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
淡海ふれあい訪問看護ステーション	滋賀県草津市矢橋町 1 6 2 9-5	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 8 月 14 日掲示済み)

草津市告示第 2 6 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
みどり薬局 草津店	草津市矢橋町 1 6 1 3-1	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 8 月 14 日掲示済み)

草津市告示第 2 6 3 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
みどり薬局 草津店	草津市矢橋町 1 6 1 3-1	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 8 月 14 日掲示済み)

草津市告示第 2 6 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
岡森内科医院	草津市草津町 1 5 4 0 番地 1 グラ シィオ草津 1 階	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 8 月 1 4 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 6 5 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
岡森内科医院	草津市草津町 1 5 4 0 番地 1 グラ シィオ草津 1 階	令和 7 年 2 月 2 8 日

(令和 7 年 8 月 1 4 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 6 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉二丁目 5 - 3 7	令和 7 年 3 月 1 0 日

(令和 7 年 8 月 1 4 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 2 6 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
のぞみ薬局 東矢倉店	草津市東矢倉二丁目 5 - 3 7	令和 7 年 3 月 1 0 日

(令和 7 年 8 月 1 4 日 掲 示 済 み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

- (1) 契約番号 5071-049
- (2) 工事名 北山田浄水場中央監視装置他更新工事
- (3) 工事場所 草津市北山田町
- (4) 工事概要 中央監視装置更新 一式
取水設備補助継電器盤改修 一式
取水設備コントロールセンタ改修 一式
取水ポンプ盤更新 2面
取水流量計更新 (φ300mm) 2台
現場操作盤更新 7面
- (5) 工事期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- 2 予定価格 291,852,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 草津市矢橋町649番地
株式会社西日本技術コンサルタント
- なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和7年度において電気設備工事(電気工事)部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、電気工事業の特定建設業の許可を有していること。
- (7) 上記(5)のうち、元請として、浄水場の中央監視装置工事の実績がある者であること。
- (8) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
- イ 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。
- ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。
- エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
- (1) 配布期間 令和7年7月18日午前9時から令和7年8月26日午後4時45分まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
- (1) 受付期間 令和7年7月18日午前9時から令和7年8月1日午後4時45分まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和7年8月8日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行

う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 8 月 2 5 日午前 9 時から令和 7 年 8 月 2 6 日午後 4 時 4 5 分まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 電気工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 5(7)の実績を確認できる資料（建設工事請負契約書の写し、仕様書の写し、コリンズ完了登録にかかる登録内容確認書の写し等）

オ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 8 月 2 7 日 午前 9 時 3 0 分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

1 0 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 1 4 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- | | | |
|----------|---|----------------------------|
| 1 4 現場説明 | 無 | 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。 |
|----------|---|----------------------------|

- | | | |
|-----------|----|--|
| 1 5 入札保証金 | 免除 | ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。 |
|-----------|----|--|

- | | | |
|---------|---|---------------------------------------|
| 1 6 前金払 | 可 | 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。 |
|---------|---|---------------------------------------|

- | | | |
|-----------|---|-------------------|
| 1 7 中間前金払 | 可 | 草津市建設工事執行規則により行う。 |
|-----------|---|-------------------|

- | | | |
|---------|---|-------------------|
| 1 8 部分払 | 可 | 草津市建設工事執行規則により行う。 |
|---------|---|-------------------|

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1 9 契約保証金 | 要 | 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。 |
|-----------|---|--|

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(8)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2.1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和7年7月18日揭示済み）

公 告

草津川跡地公園（区間2）遊具等設置工事（設計・施工）に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和7年7月18日

草津市長 橋 川 渉

記

1 実施概要

(1) 工事名

草津川跡地公園（区間2）遊具等設置工事（設計・施工）

(2) 発注方式

複合遊具等の実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

(3) 契約方式

本工事は、提案者より提案を受けた上で評価を行い、工事受注候補者を決定する。契約は、工事受注候補者と市が指定する契約書により随意契約（地方自治法施行令第167条の2）を行う。

(4) 工事概要

- | | |
|------------------------------------|----|
| ①複合遊具等の設計、製作 | 一式 |
| ②複合遊具等の設置 | 一式 |
| ③日陰施設等の設計、制作、設置工事 | 一式 |
| ④安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等） | 一式 |
| ⑤遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等） | 一式 |
| ⑥広場の利用に関する注意看板等制作設置工事 | 一式 |

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

(5) 設置予定施設等

- | | |
|---|------|
| ① 複合遊具 | 1基以上 |
| ② 日陰施設 | 4基以上 |
| ② その他（契約上限額の範囲内で娯楽性、安全性、施工性等の向上に必要な公園施設の提案を行うこと。） | |

(6) 工期

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(7) 施工場所

草津市下笠町他地内（草津川跡地公園（区間2）内）

(8) 契約上限額

39,142,400円（消費税および地方消費税を含む。）

※（4）に係る設計、製品、搬入、組立、据付等の全てを含む。

※ 提案見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

2 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に

基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑤ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。

⑥ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 1 3 年草津市告示第 1 8 9 号）に基づき登録されている者であること。

⑦ 一般社団法人日本公園施設業協会の S P 認定企業または、「都市公園における遊具の安全確

保に関する指針（改訂第 3 版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であること。

⑧ 市および指定管理者が行う補修・部材交換等のメンテナンスに敏速に対応できる者であること。

⑨ 平成 2 7 年度以降に複合遊具設置工事（設計・施工）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

⑩ 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用関係にあり、複合遊具の設置経験がある 2 級土木施工管理技士以上または 2 級造園施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を配置できる者であること。

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第 1 項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3 実施要領等の配布場所

市ホームページからのダウンロードによる配布。

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

4 問合せ先

草津市建設部草津川跡地整備課（担当：古谷、小西）

〒 5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

T E L : 0 7 7 - 5 6 1 - 6 8 6 7

F A X : 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 8 7

E - m a i l : kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp

（令和 7 年 7 月 1 8 日揭示済み）

公 告

草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者を募集する。

令和 7 年 7 月 22 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立草津駅前地下駐車場
草津市渋川一丁目、大路一丁目、西大路町、西渋川一丁目
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立草津駅前地下駐車場指定管理者募集要項」のとおり

(令和 7 年 7 月 22 日揭示済み)

公 告

草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者を募集する。

令和 7 年 7 月 22 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立草津駅東自転車駐車場
草津市大路一丁目 1 番 27 号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲

別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 申請の方法
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

(令和 7 年 7 月 22 日揭示済み)

公 告

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場
指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 3 条に基づき、草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者を募集する。

令和 7 年 7 月 22 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場
草津市野路一丁目 15 番 19 号
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲
別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等
別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 申請の方法